法律顧問契約書 (雛型)

依頼者 を甲とし、弁護士普門大輔を乙として、甲が乙に対し法律上の助言を 求め、乙が甲の求めに応じて法律上の助言を与えることについて、法律顧問に関する契約 を次のとおり締結する。

第1条(法律顧問契約の締結)

甲は乙に対し、甲の業務に関して法律上の助言を与える事務(以下「法律事務」という) を委託し、乙はこれを受諾する。

第2条 (法律事務の範囲)

この契約でいう「法律事務」とは、1法律相談、2契約締結等に関する助言とする。 「法律相談」は、面談、電話・FAX、電子メールによるもの、「契約締結等に関する助言」 は乙が作成した契約書に関する打ち合わせを含み、いずれも月2時間、年間24時間を 上限とする。

第3条(顧問料)

甲は乙に対し、顧問料として月額金 円(税込み)を毎月末日限り、 乙の下記口座に振り込んで支払う(なお、消費税率は税率の変更に従い反映させる。)。

記 [振り込み口座の表示]

金融機関名

支店名

口座種類 • 番号

口座名義

第4条(旅費日当)

甲は乙に対し、乙が法律事務処理のため乙の事務所以外の場所に出向いたときは、当事 務所所定の報酬規程により旅費日当・交通費等を支払う。

第5条(法律事務以外の委任)

甲が乙に対し、第2条に定める法律事務の範囲を超えて法律上の処理の委任をするときは、第3条に定める顧問料のほか当事務所所定の報酬および費用を支払わなければならない。

「第2条に定める法律事務の範囲を超え」るものとして、契約書・書類作成の作成、具

体的な事件について示談交渉、調停、訴訟、保全処分、強制執行ほか法律事務を乙に委任 するものなどを指す。

第6条(有効期間)

この契約の有効期間は本契約締結の日から1年とし、甲または乙の申出がないときは、 更新されるものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成、甲乙各記名捺印のうえ、各自1通所 持する。

年 月 日

(住所)

甲

(住所) 大阪市北区天神橋 3 丁目 3 番 3 号 南森町イシカワビル 7 階 普門法律事務所

乙 弁護士 普 門 大 輔